

樣式第 1 号

年 月 日

## 成年後見人等報酬助成申請書

(あて先) 千葉市長

このたび家庭裁判所の審判により、報酬額が決定されましたので、報酬の助成を申請します。

| 法定後見制度の類型          | 後見・保佐・補助   |                          |       |
|--------------------|--|--------------------------|-------|
| 代理人<br>(成年後見人等)    | 住所   | 〒　一                      |       |
|                    | 氏名   |                          |       |
|                    | 電話番号   |                          |       |
|                    | 申請者との関係等   | 専門職(職種)　親族(続柄)<br>その他( ) |       |
| 申請者<br>(成年被後見人等)   | 住所   |                          |       |
|                    | 氏名   |                          |       |
|                    | 生年月日   | 年　月　日                    |       |
| 申立者                | 千葉市長・その他首長( )・親族等  |                          |       |
| 助成区分               | 65歳以上(後見人等報酬の審判月)・65歳未満  |                          |       |
| 報酬付与対象期間           | 年　月　日  | ～                        | 年　月　日 |
| 期間中の居所             | 在宅・施設等(名称: )   | 入所日: 年　月　日)              |       |
| 報酬助成申請額            | 円  |                          |       |
| 申請資格<br>(該当する番号に○) | 1 生活保護受給者<br>2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者<br>3 対象者の属する世帯全員が市民税非課税で、別表(※)に定める収入及び資産基準を満たす者 |                          |       |
| 世帯人数               | 単身世帯・( )人世帯  |                          |       |
| 本制度利用申請の有無         | 有( )年　月　日付 決定・却下 通知書)・無  |                          |       |

(振込先金融機関名)

|          |  |      |  |
|----------|--|------|--|
| 金融機関名    |  | 支店名  |  |
| 預金種別     |  | 口座番号 |  |
| 口座名義人(姓) |  |      |  |

(注意事項)

- 1 成年後見人等とは、成年後見人、保佐人又は補助人をいう。
- 2 後見人等が当該請求の対象者の配偶者及び四親等内の親族の場合は支給を受けられない。

※別表 収入及び資産基準

| 世帯の人数  | 世帯合計収入額<br>(年額)                 | 資産<br>(現金、預貯金、有価証券等)             |
|--------|---------------------------------|----------------------------------|
| 単身世帯   | 150万円以下                         | 350万円以下                          |
| 2人世帯   | 200万円以下                         | 450万円以下                          |
| 3人世帯   | 250万円以下                         | 550万円以下                          |
| 4人以上世帯 | 250万円に、世帯員4人目以降1人につき50万円を加えた額以下 | 550万円に、世帯員4人目以降1人につき100万円を加えた額以下 |

注1) 収入については報酬付与対象期間の末日から遡って1年間の額とする。

注2) 資産については報酬付与対象期間の末日時点の額とする。

【添付書類チェックリスト】

- 報酬付与の審判書謄本の写し(審判の確定日の翌日から起算して1年以内のもの)
- (保佐及び補助類型) 登記事項証明書(別紙目録含む)の写し  
(生活保護受給者)
- 生活保護受給証明書

**※報酬付与対象期間の末日より後に発行したもの**

(世帯全員が市民税非課税で、別表に定める収入及び資産基準を満たす者)

- 当年度の市民税・県民税所得証明書(審判日が4~6月の場合は前年度のもの)
- 報酬付与の申立て時に家庭裁判所に提出した、財産目録の写し
- 報酬付与対象期間の預貯金通帳等の写し
- (世帯員) 様式第5号
- (世帯員) 報酬付与対象期間の預貯金通帳等の写し
- (土地・建物等固定資産がある場合) 直近の固定資産評価証明  
(対象者が死亡している場合)
- 死亡日が確認できる書類(死亡診断書、生活保護廃止決定通知書など)
- 死亡時の預貯金額が分かる書類(預貯金通帳の写しでも可)
- 死亡日以降の金銭の流れが確認できる書類(現金出納帳など)
- (債務がある場合) 債務額が分かる書類

### 申請書の訂正方法について

該当箇所に二重線を引き、線にかかるように訂正印を押印（または訂正署名）し、付近に訂正内容をご記入ください。なお、報酬助成申請額は訂正不可となります。

#### 1 代理人の氏名欄に押印がある場合

訂正印は、申請書の代理人の氏名欄の押印と同じ印のみ有効です。氏名欄に押印がない場合は、無効です。

#### 2 代理人が個人かつ本人であり、署名している場合（氏名欄に押印がない場合）

訂正署名（代理人のフルネーム）のみ有効です。

• 訂正例 △△

(署名) =○○= 千葉 花子

年      月      日

## 親族等審判請求費用助成申請書

(あて先) 千葉市長

このたび家庭裁判所の審判により、成年後見人（保佐人・補助人）が審判されましたので、審判請求に要した費用の助成を申請します。

| 法定後見制度の類型          | 後見・保佐・補助   |  |
|--------------------|--|--|
| 親族等<br>(審判請求者)     | 住所   | 〒　一  |
|                    | 氏名   | (※) 法人の場合は、記名押印してください。個人が手書きしない場合は、記名押印してください。 |
|                    | 電話番号   |  |
| 本人<br>(成年被後見人等)    | 住所   |  |
|                    | 氏名   |  |
|                    | 生年月日   | 年　月　日  |
| 助成区分               | 65歳以上（後見人等報酬の審判月）・65歳未満  |  |
| 申請額                | 円  |  |
| 申請資格<br>(該当する番号に○) | 1 生活保護受給者<br>2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者<br>3 対象者の属する世帯全員が市民税非課税で、別表（※）に定める収入及び資産基準を満たす者 |  |
| 世帯人数               | 単身世帯・（　　）人世帯   |  |

(振込先金融機関名)

|          |  |      |  |
|----------|--|------|--|
| 金融機関名    |  | 支店名  |  |
| 預金種別     |  | 口座番号 |  |
| 口座名義人(姓) |  |      |  |

(注意事項)

- 1 本人が審判請求をした場合は、親族欄の記入は必要ありません。
- 2 振込先金融機関は、審判請求者名義の口座に限ります。

※別表 収入及び資産基準

| 世帯の人数  | 世帯合計収入額<br>(年額)                 | 資産<br>(現金、預貯金、有価証券等)             |
|--------|---------------------------------|----------------------------------|
| 単身世帯   | 150万円以下                         | 350万円以下                          |
| 2人世帯   | 200万円以下                         | 450万円以下                          |
| 3人世帯   | 250万円以下                         | 550万円以下                          |
| 4人以上世帯 | 250万円に、世帯員4人目以降1人につき50万円を加えた額以下 | 550万円に、世帯員4人目以降1人につき100万円を加えた額以下 |

注1) 収入については審判請求時から遡って1年間の額とする。

注2) 資産については審判請求時点の額とする。

【添付書類チェックリスト】

- 審判書の謄本の写し（審判の確定日の翌日から起算して1年以内のもの）
- 審判請求に要した費用の内訳が分かる書類  
(生活保護受給者)
- 生活保護受給証明書  
(世帯全員が市民税非課税で、別表に定める収入及び資産基準を満たす者)
- 当年度の市民税・県民税所得証明書（審判日が4～6月の場合は前年度のもの）
- 審判請求時に家庭裁判所に提出した財産目録の写し
- 審判請求時に家庭裁判所に提出した預貯金通帳等の写し
- (世帯員) 様式第5号
- (世帯員) 預貯金通帳等の写し
- (土地・建物等固定資産がある場合) 直近の固定資産評価証明

### 申請書の訂正方法について

該当箇所に二重線を引き、線にかかるように訂正印を押印（または訂正署名）し、付近に訂正内容をご記入ください。なお、報酬助成申請額は訂正不可となります。

#### 1 代理人の氏名欄に押印がある場合

訂正印は、申請書の代理人の氏名欄の押印と同じ印のみ有効です。氏名欄に押印がない場合は、無効です。

#### 2 代理人が個人かつ本人であり、署名している場合（氏名欄に押印がない場合）

訂正署名（代理人のフルネーム）のみ有効です。

・訂正例 △△

(署名) =○○= 千葉 花子

様式第5号

年 月 日

## 財産目録（本人以外の世帯員用）

(あて先) 千葉市長

### 世帯員氏名

※世帯員1人につき1枚の財産目録（本人以外の世帯員用）を作成してください。

上記の世帯員について下記のとおり報告します。

### 1 預貯金・現金 ※過去1年分の預貯金通帳のコピーを添付してください。

| 金融機関の名称 | 支店名 | 口座種別 | 口座番号 | 残高（円） | 備考 |
|---------|-----|------|------|-------|----|
|         |     |      |      |       |    |
|         |     |      |      |       |    |
|         |     |      |      |       |    |
|         |     |      |      |       |    |
|         |     |      |      |       |    |
|         |     |      |      |       |    |
|         |     |      |      |       |    |
| 現 金     |     |      |      |       |    |
| 合 計     |     |      |      |       |    |

### 2 株式、投資信託、公社債、各種金融資産 □有 □無

※残高が分かる明細書（有価証券取引残高報告書など）の写しを添付してください。

| 種類 | 銘柄、振出人等 | 数量（口数、株数、額面金額等） |
|----|---------|-----------------|
|    |         |                 |
|    |         |                 |
|    |         |                 |
|    |         |                 |

### 3 不動産（土地・建物） □有 □無

※不動産登記事項証明書及び固定資産評価書（又は納税通知書のコピー）を添付してください。

| 所在 | 地番・家屋番号 | 地目・種類 | 地積・床面積(m <sup>2</sup> ) | 備考 |
|----|---------|-------|-------------------------|----|
|    |         |       |                         |    |
|    |         |       |                         |    |
|    |         |       |                         |    |
|    |         |       |                         |    |